

## 焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進するため、住宅用新エネルギー機器を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用新エネルギー機器（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 一般財団法人燃料電池普及促進協会による機器登録を受けた家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）であること。
- (2) 未使用のものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象システムを設置する者（補助対象システムが設置された市内の住宅を自らが居住するために購入する者を含む。）
- (2) 市税を完納している者

(補助額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象システムの設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。
- 3 この要綱による補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、市長が定める日までに焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象システムの設置工事に係る契約書の写し（当該契約書に設置に要する費用の内訳が記載されていない場合は、併せて当該費用の内訳が分かる書類）
- (2) 設置する補助対象システムの規格、形状、性能等がわかる書類
- (3) 補助対象システムの設置予定箇所の地図及び現況写真
- (4) そのほか市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 交付決定を受けた日の属する年度の末日までに補助対象システムの設置を完了させること
  - (2) 市長から発電量等のデータの提供の求めがあった場合には、可能な限り協力すること。

(変更承認申請等)

第7条 交付決定を受けた者は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金変更（中止）承認申請書（第2号様式）を（変更の場合にあっては、焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金変更承認申請書に当該変更に係る第5条各号に掲げる書類を添えて、）市長に提出

しなければならない。

2 市長は、変更又は中止の承認をしたときは、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(完了報告)

第8条 交付決定を受けた者は、補助対象システムの設置が完了したときは、速やかに焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業完了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象システムの設置に要した費用の領収書の写し

(2) 補助対象システムの設置完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に設置の工事に着手する住宅用新エネルギー機器について適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第71号）

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年3月27日告示第74号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第75号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。